

雑するので、お早めに提出してください
 ※3月16日(月)までは労働福祉センターが
 会場となります(受付9時～16時、平日
 のみ)

詳 苦小牧税務署 ④(32) 3 1 6 5 市市
 民税課 ④(32) 6 2 4 4

国外財産調書制度について

平成26年12月31日において、価額の合計
 額が5千万円を超える国外財産を有する
 方は、その国外財産の種類、数量および
 価額等を記載した「国外財産調書」を3
 月16日(月)までに、住所地などの所轄税務
 署へ提出しなければなりません。詳細は、
 国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) や
 詳 苦小牧税務署 ④(32) 3 1 6 5 市市
 民税課 ④(32) 6 2 4 4

国民年金からのお知らせ

■ 学生納付特例申請はお済みですか
 20歳以上の学生で納付が困難な方に、保
 険料の納付を猶予する特例制度がありま
 す。申請日の2年1ヵ月前の月分まで申
 請できます。申請が遅れると、万一の際
 に障害年金などを受け取れない場合があ
 りますので、すみやかに国保課または勇
 払のぞみ出張所へ申請してください
 ※要書類 学生証の両面の写しまたは在学証
 明書の原本(平成26年4月1日以降に発
 行したもの)、年金手帳、印鑑
 詳 国保課 ④(32) 6 4 2 9 勇払出張所
 ④(56) 0 0 0 3 のぞみ出張所 ④(67)
 0 4 6 4

国民健康保険からのお知らせ

■ 国民健康保険への届け出をお忘れなく

転入したときや職場の健康保険をやめた
 とき、世帯員に異動があったときなどは、
 14日以内に手続きをしてください
 ※職場の健康保険に加入している方、後
 期高齢者医療制度に加入している方、生
 活保護を受けている方を除く全ての市民
 が対象です

こんなとき	届け出に必要な物
職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
転入したとき	印鑑、前年の収入がわかるもの
国保加入者が転出や転居したとき	印鑑、国保の保険証
国保加入者が職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(世帯全員の分)
国保加入者が進学などで転出するとき	印鑑、国保の保険証、在学証明書(入学前は合格通知書または入学許可書)、在園証明書(施設入所者の場合)

■ 国保税の支払いが困難になったら、早めの相談を

事情によって国保税の支払いが困難にな
 ったときも、いろいろな対策が考えられ
 ます。そのまま放っておいて、国保税の
 未納が積み重なり、納税相談にも応じな
 いなどの世帯には、やむを得ず、財産の
 差し押さえや、保険証の返還を求めるこ

とがあります。国保税を支払えない事情
 ができたときは、早めに相談してくださ
 い

詳 国保課 ④(32) 6 4 1 8

選挙人名簿を縦覧します

■ 選挙人名簿

3月1日現在で新たに選挙人名簿に登録
 された方の氏名、住所、生年月日を記載
 したものです

■ 在外選挙人名簿

3月1日現在で新たに在外選挙人名簿に
 登録された方の氏名、經由領事官の名称、
 最終住所、生年月日を記載したものと
 ……………

縦覧期間 3月3日(火)～7日(土) いずれも8
 時30分～17時
 所 詳 選挙管理委員会事務局 ④(32) 6 7
 6 4 ※土曜日は夜間休日受付窓口

道路維持課からのお知らせ

■ 放置自転車を回収します

苦小牧駅北口、青葉駅北・南、糸井駅北、
 錦岡駅、沼ノ端駅北口・南口、植苗駅の
 自転車駐輪場に長期間放置したままの自
 転車を調査し回収します。3月中旬に放
 置自転車に対し調査票を30日間付け、そ
 の後も放置されている自転車は、市の指
 定した場所に移動し、3ヵ月間保管した
 あと処分しますので、自転車を置いたま
 まの方は至急引き取ってください ※駐
 輪場を利用する際は、次のことを守りま
 しょう ● 長期間にわたり置かない ●
 順序良く倒れないように置く ● 自転車
 以外の物は置かない
 詳 道路維持課 ④(73) 5 0 0 0

広 告